

短期経理・ 介護保険の 財源率

短期給付(医療給付)

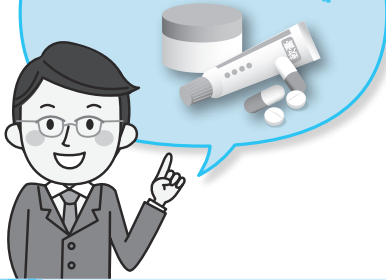
昨年度と変更ありません

ここ数年の組合員数及び標準報酬月額につきましては、標準報酬制となった平成27年以降大幅な増減はなく推移しており、今年度も昨年度と同程度の組合員数・標準報酬総額を見込んでいます。

しかしながら、医療費については年々増加の傾向にあり、また、費用の中でも大きな部分を占めている高齢者への抛出金等は依然高い水準で推移しています。今年度の短期給付の^{※1}財源率は据え置きすることとなりますが、前述のとおり今後とも厳しい財政状況が続くことが予想されますので、組合員の皆様におかれましては、今一度日頃からの健康管理を心がけていただくとともに、特定健康診査・特定保健指導や当組合の健康サポート事業、ジェネリック医薬品等を積極的に活用いただき、医療費の削減にご協力いただきますようお願い申し上げます。

※1 財源率とは、標準報酬の月額や標準期末手当等の額に対する掛金率(組合員が負担)と負担金率(地方公共団体が負担)を合わせた率です。

ジェネリック医薬品等を積極的に活用しましょう!



平成30年度 基本保険料率と特定保険料率

		標準報酬の月額・ 標準期末手当等の額
掛金率	基本保険料率 ^{※2}	27.48%
	特定保険料率 ^{※3}	20.04%
	計	47.52%
負担金率	基本保険料率 ^{※2}	27.48%
	特定保険料率 ^{※3}	20.04%
	計	47.52%
短期経理財源率(合計)		95.04%

※2 基本保険料率とは、組合員と被扶養者の医療給付に充てるための財源率です。

※3 特定保険料率とは、高齢者医療制度を支えるための抛出金に充てるための財源率です。

介護保険

0.45%引き上げとなります

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、介護納付金の算定方法の一部に総報酬割(報酬総額に比例した負担)が取り入れられ、その割合が平成29年8月以降、段階的に引き上げられることになっています。このことにより、今年度も介護納付金の増加が見込まれますので、介護保険の掛金率については0.45%引き上げさせていただくこととなりました。